

@cosme 広告掲載基準

平成 19 年 6 月 15 日制定

平成 26 年 6 月 20 日改定

令和 4 年 9 月 16 日改定

株式会社アイスタイル

広告主が当社に対して広告掲載を申し込む場合、当社の定める@cosme 広告掲載基準（以下「本基準」といいます。）に基づき当社が広告掲載の可否を審査いたします。

【1】 当社の広告審査

- 1) 当社は一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（以下「JIAA」といいます。）の正会員として、本基準のほか JIAA の定めるインターネット広告掲載に関するガイドライン集」に従い、広告掲載の可否を判断いたします。
- 2) 本基準は当社の判断により変更・追加等を行うことがあります。
- 3) 当社は、広告が本基準に準拠している場合であっても、その他の事由により当社が不適当と判断した場合には、広告掲載をお断りする場合がございます。また、広告掲載の審査結果の理由等につき、回答致しかねる場合がございます。
- 4) 広告の最終稿の内容確認を行い広告が校了した時点以降、広告内容についての修正は一切お受けできません。

【2】 掲載の可否

- 1) 以下に記載する業種における広告主の広告については、広告掲載をお断りすることがあります。
 - ・ コスメ、及び美容に関する情報の提供を主要コンテンツとしているサイト、または女性向けサイト
 - ・ 物販、及びモール系サイト、またそれらに出店している企業
 - ・ マーケティングサービスを提供している企業
 - ・ 上記業種のサイト内にリンクする広告

2) 以下に該当する法人については、広告掲載をお断りすることがあります。また、当社が認めた場合を除き、個人の広告掲載はお断りさせていただきます。

- ・ 医薬品等の個人輸入代行業者等
- ・ 経営難等により広告に記載する商品や役務の提供をすることができないと当社にて判断した法人
- ・ その業を行うにあたって、関連法規のもとに所定の認可または許可等を必要とする業種で、その許認可等を得ていない法人
- ・ 日本国内に正規代理店を有しない外国法人
- ・ 関連法規に違反する営業行為、行政の指導に反する営業行為を行っている法人
- ・ 投資、投機の斡旋や勧誘、男女交際等を目的とした会員募集、オンラインカジノ、探偵事務所、興信所、刺青メイク、盗聴器類、風俗関連、スポーツ・ゴルフ・レジャー施設等の会員募集、先物取引等を行っている法人
- ・ 不公正、欺瞞的ならびに非倫理的な行為に従事した法人
- ・ その他当社が不相当と判断する法人

【3】禁止事項

次のいずれかに該当する内容の広告は、掲載をお断りすることがあります。

- 1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- 2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- 3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する広告
- 4) 犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある広告
- 5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する広告
- 6) 連鎖販売取引（ネットワークビジネス、マルチ商法等）、無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類する広告、またはそれらを勧誘する広告
- 7) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）に基づく表記、プライバシーポリシー、会社概要の欠如など、責任の所在が不明な広告、販売経路が不明確な広告

8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する広告及び公職選挙法に抵触する広告

9) 布教及び宗教の勧誘を目的とする広告

10) 成人向けコンテンツ・サービスに関する広告

11) 会員・ユーザーの性的興奮を助長する商材の販売、デジタルコンテンツの配信に関する広告

12) 代理店やフランチャイズの斡旋や勧誘

13) 国内未承認の医薬品・医薬部外品・医療機器の通信販売に関する広告

13) 会員・ユーザートラブルが懸念される商品、サービスに関する広告

14) 高速で振動・点滅等を繰り返すような画像、映像を用いた広告

15) 法律、命令、条例等の法令及び本規約に違反し、または違反するおそれのある広告

16) 上記各号のほか、公序良俗に違反する広告、弊社のサービスの運営を妨害する広告、弊社の信用を毀損し、もしくは弊社の財産を侵害する広告、または他者もしくは弊社に不利益を与えるその他一切の広告

17) 前各号のほか、当社が不相当と判断する広告

【4】 広告内容及び表現に対する一般的審査基準

広告の内容及び表現については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」といいます。）、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）、特定商取引法、健康増進法、その他関連する法令、各省庁・関連団体等のガイドラインに基づく広告規制等を遵守するほか、次の条件を満たすものに限り、掲載を許可します。

- ・ 誇大、虚偽の不当表示をしていないこと
- ・ 法律、命令、条例等の法令に反した製品や役務でないこと、及び反した表現をしていないこと
- ・ 消費税法で定められた表示を遵守していること
- ・ 効能効果、性能、安全性について事実と反する認識を得させるおそれのないこと
- ・ 商品や役務の過量消費または乱用助長を促すおそれのないこと

- ・ 他社の製品や役務をひぼうするような広告でないこと
- ・ 不快感、不安感を与えるおそれのないこと
- ・ 医療関係者等（医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局等）が指定、公認、推薦、指導又は選用している等の表現がないこと
- ・ 著しく当社又は第三者の品位を損なったり、信用を傷つけたりするおそれのないこと

【5】 広告内容及び表現に対する個別の審査基準

業種、商品、サービス、及び法令、各省庁・関連団体等のガイドラインに基づき個別の審査基準があるものについては以下に定めるとおりです。

1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の広告について

- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の広告については、厚労省の承認を得た範囲内での効能効果の表現に限ります。
- ・ 前号の他、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の広告の表現は、平成29年9月29日付「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」を始め、その他厚労省その他関係省庁が発する通知に定める内容に従うものとします。
- ・ 化粧品の広告については、化粧品公正取引協議会の定める「化粧品の表示に関する公正競争規約」の定め反する内容については掲載できません。

2) 医療機器類似品の広告について

- ・ 運動補助用具あるいは健康機器は、医療機器に該当しないことを確認したうえで、その表現も医療機器の定義に抵触しないようにします。
- ・ 学術的、医学的根拠がないと当社が判断するものは掲載できません。

3) 病院等医療に関する広告について

- ・ 病院・医院、診療所などは医療法に定められた事項以外は広告できません。
- ・ 医師の書籍やビデオ等の形式を取ったものでも、医療法に抵触するおそれのある表現や、病院の営業広告と認識される表現は掲載できません。

4) エステティックサロン等に関する広告について

- ・ 施術内容が医療行為並びにあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復に該当する内容は掲載できません。
- ・ 医療行為並びにあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復に該当すると誤認される又は誤認されるおそれのある表示を含む内容は掲載できません。

5) 健康食品の広告について

- ・ 健康食品、自然食品等の広告については、その食品に医薬品の成分を使用しているとみなされるものや、効能・効果、形状及び用法・用量について医薬品的な表現をしたものは掲載できません。薬機法、健康増進法等の法令に反しない表現に限ります。
- ・ 食品表示法に定める食品表示基準を遵守していない食品については掲載できません。

6) 雑貨・雑品の広告について

- ・ 医療機器的な効能効果の表現のないものに限ります。
- ・ その他不当表示にあたるものでないもの、薬機法や景品表示法上の問題のないもの、消費者庁の指導に反しないものに限ります。

7) 脱毛商品の広告

脱毛商品等については、「永久脱毛」の表示、あるいはそれをほのめかすような表現は掲載できません。

8) 比較広告について

・ 景品表示法及び消費者庁の「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に従い、比較広告は以下の条件を満たす必要があります。

- ①比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- ②実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
- ③比較の方法が公正であること

・ 比較対象者の社名など実名での比較を許可なく行う場合、広告掲載をすることはできません。

9) 最上級表示、NO.1 表示について

「最大」「最高」「最小」「最速」「No.1」等の表現を広告に記載する場合は、当該表示に近接する適切な場所に以下の表示をしていること

- ①最大級表示、No1表示の内容が客観的な調査に基づいていることが確認できること
- ②調査結果を正確かつ適正に引用していること

10) モニター募集広告について

- ・ 当社の許可なく広告上でモニターを募集することはできません。
- ・ 募集の内容、費用の有無、期間、人数、選定方法を明記したものに限りませ。
- ・ 顧客情報は掲載された目的の他に使用することはできません。
- ・ 無理な勧誘をすることは禁じます。
- ・ 当社の許可なく応募の宛先を当社宛としたり、当社が募集しているかのような表現をすることはできません。
- ・ 当社の許可なく当社とのタイアップ広告と誤認されるおそれのある表現をすることはできません。

以上